

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年1月6日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第3号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表（第1条、第2条関係）			別表（第1条、第2条関係）		
	機関	職員		機関	職員
本庁	略		本庁	略	
	知事部局（出納局を含む。）	部長 理事 情報統括監 医療統括監 局長 会計管理者 副部長 政策総括監 歯科医療総括監 副局長 出納局長 課長 センター長 <u>有田焼創業400年事業推進監</u> 副課長 副センター長 秘書担当の係長（秘書課） 法制担当の係長（法務私学課） 人事、給与、服務、職員団体又は厚生福利担当の係長（人事課） 人事、給与若しくは服務担当（企画に関する事務の担当に限る。）又は職員団体担当の主査、副主査及び主事（人事課）		知事部局（出納局を含む。）	部長 理事 <u>事務局長</u> 情報統括監 医療統括監 局長 会計管理者 副部長 <u>事務局次長</u> 政策総括監 歯科医療総括監 副局長 出納局長 課長 センター長 <u>推進監</u> 副課長 副センター長 <u>マネージャー</u> 秘書担当の係長（秘書課） 法制担当の係長（法務私学課） 人事、給与、服務、職員団体又は厚生福利担当の係長（人事課） 人事、給与若しくは服務担当（企画に関する事務の担当に限る。）又は職員団体担当の主査、副主査及び主事（人事課）
	略			略	
略			略		

改正前	改正後
<p>備考 1・2 略</p>	<p>備考 1・2 略 3 <u>本庁の知事部局（出納局を含む。）の項中に規定する「マネージャー」とは、推進監の職務を総括補佐するマネージャーをいう。</u></p>

附 則  
この規則は、平成29年1月10日から施行する。